

## あぶない改憲

# 瀬戸際の平和

政策調査室 吉沢 弘志



ひとたび戦争が始まれば、平和な日々を取り戻すのは難しい

安倍元首相の殺害事件以来、旧統一教会と政治家との繋がりがマスコミを賑わしています。旧統一教会の政治団体としての名称は「国際勝共連合」です。そのホームページにある政治的提言のほとんどが2012年に公表された「自民党改憲草案」と一致しており、両者の関係性が窺われます。

これと呼応するように、2012年末の第二次安倍政権発足以来、安保関連法を中心に日本国憲法の基本理念を事実上骨抜きにする法律が次々に成立施行されてきました。2015年の安保関連法の成立直後、安倍元首相は「自民党改憲草案の味はもう実現してしまっている、もう改憲は不要」とまで語っていたのです。それに加えて「官邸主導」の名目で強行されている「閣議決定」優先で国会軽視の強引な政権運営も常態化しています。

### 現在の「改憲」の局面

では、なぜ岸田首相は就任以来改憲への前のめりの姿勢を変えないのでしょうか？

その答えは4月26日公表の自民党「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言(以下「提言」)」にあります。今回の「提言」は、「改憲」がなされることを当然の前提として、小泉政権以来強化されている「日米軍事一体化」

### 私たちはどう 対抗するのか？

優先の国家作りを目指すものとなっています。この「提言」を軸に、ウクライナ危機に乗じて醸成されている「安全保障強化」の機運を追い風に、日本の安全保障政策が大きく変えられようとしています。それには「改憲」により憲法の縛りを一掃することが不可欠なのです。

目の前にある「改憲」案は、憲法に「自衛隊を明記する」です。実際に存在し、その活動が国民の大多数の支持を得ているのだから、憲法に記されても変わりが無いというのは大間違いです。

自民党の「たたき台」によると、自衛隊に関しては「必要な自衛の措置」という曖昧な規定のもと、全て「法律

※「旧統一教会」は英語表記は「Association」＝「協会」ですが、本稿では国内で一般に使われている「教会」の表記としました。

の定めるところにより」と、「憲法」の縛りは受けられないように巧妙にすり替えられています。「平和主義」も「専守防衛」も関係ありません。時の政権のアメリカへの追従で、軍隊としての自衛隊を好きなように動かせるようになるということなのです。税金もいくらかもつぎ込めます。

ひとたび戦争が始まればその収束は難しく、多くの犠牲者を生み出すことはアフガン侵襲から現在のウクライナ危機までの21世紀の戦争が示しています。日本はアメリカの言いなりになっ



## 憲法は「税金の使い方の指南書」

政策調査室 大野 博美

### ▶閣議決定まかり通る

安倍元首相の国葬は、早々に閣議決定のみで決まり、過半数の国民が反対するにもかかわらず実施された。莫大な葬儀費用も、国会の審議を経ることなく、予備費から支出された。これに対し識者からは、「税金の使途は、国民の代表者で構成される国会の議決に基づいて決めなければならない」とする「財政民主主義」の理念に完全反するという批判が起きている。

また、これも閣議決定で決められた「骨太の方針」では、「防衛力を5年以内に抜本的に強化する」と明記された。事実上の軍事費倍増であり、国会の審議を経ない点で「財政民主主義」からの逸脱の極みと言える。

### ▶憲法とおカネの使い道

しかし、憲法が改憲され、9条に自衛隊が明記されるような事態になれば、軍事費に際限なく税金が投入されても「財政民主主義」に反するとは言えなく

なる。これまで「閣議決定」という多少後ろめたい「悪手」でやってきたことが、正々堂々と「国是」として執行されるのである。

これに対抗して、中野晃一上智大学教授は「憲法を、財政の視点から見ていこう」と提唱している。「平和憲法を守りましょう」などと10年一日の如く唱えても、もはや説得力はない。中野さんは「9条は、武器を持つな。つまり武器にカネを使うな」と言っている」と明快だ。25条は「福祉にカネを使え」、26条は「教育にカネを使え」。こういう具合に、憲法を「税金の使い方の指南書」として読み解けば、憲法がいかにか私たちの暮らしに密着したものであるかが分かる。

憲法論を大上段に振りかざすのではなく、「憲法は、国民が幸せに暮らしていけるように税金の使い方を賢く規定しているのですよ」と訴えていけば、多くの国民の共感を得られるのではないかと

## 今こそ、憲法を知ろう 国民投票になる前に

千葉市議会議員 岩崎 明子

もしも憲法改正となれば、一番影響を受けるのは子どもたちの未来です。私たちは大人の責任として、改正の意味を理解しないまま票を投じてしまうことだけは避けなければなりません。国民投票になる前に、憲法について知る機会をつくってみませんか。

例えば、お茶を飲みながら楽しく憲法を学ぶ「憲法カフェ」を開いてみるのはいかがでしょうか。「明日の自由を守る若手弁護士会」(通称あすわか\*)では、「憲法カフェ」への講師派遣など、憲法を知るためのメニューをたくさん用意しています。

- 1人でもできること：参考になる本や動画を知人に紹介するなど
- 2人からできること：紙芝居や動画を見て感想をシェアする、憲法カフェを企画するなど

\*2013年1月に若手弁護士たちが結成。メンバーは全国で600人以上。憲法の意義や自民党改憲草案の危うさ等を広く知らせるため活動中。憲法カフェは原則2万円以上(交通費別途)で講師を派遣しています。



ホームページには、気になる条文を気軽に調べることができる逐条解説や動画も紹介されています。また、遊びながら憲法を学べるかるたやボードゲーム、日本国憲法の条文すべてが書かれたクリアファイルなども購入できます。

あすわか 検索



### 中野晃一さんオンライン学習会

来年は統一地方選挙! 地方から憲法と暮らしを守るには  
10月22日(土) 14時~

申し込みはこちら▶

